

令和2年6月25日

長崎県警察本部訓令第22号

最終改正 令和5年3月16日

長崎県警察術科技能検定に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、長崎県警察に所属する警察官の術科のうち、逮捕術、拳銃操法及び救急法についての技能の検定（以下「技能検定」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(技能検定の目的)

第2条 技能検定は、術科教養の成果を検定し、その普及徹底に資することを目的とする。

(技能検定の種別及び級位)

第3条 技能検定は、次の各号に掲げる術科の種別に応じ、当該各号に定める級位とする。

(1) 逮捕術 基礎級、初級、中級及び上級

(2) 拳銃操法 初級、中級及び上級

(3) 救急法 初級及び上級

(技能検定の実施者等)

第4条 技能検定は、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）が実施するものとする。

2 警務課長は、警務部警務課の職員に技能検定の補助をさせることができる。

(合格決定の取消し)

第5条 警務課長は、受検者が検定に関しふさわしくない行為を行ったと認めるときは、その者に係る合格の決定を取り消すことができる。

(準用)

第6条 第1条から前条までの規定は、警察官以外の警察職員の技能検定（拳銃操法に係るものを除く。）について準用する。

(細則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この訓令は、令和2年7月1日から施行する。

2 この訓令による改正前の長崎県警察術科技能検定の実施に関する訓令の規定による技能検定に合格した者は、この訓令による改正後の長崎県警察術科技能検定に関する訓令の規定による当該技能検定の種別及び級位に相当する種別及び級位の技能検定に合格した者とみなす。

附 則（令和5年長崎県警察本部訓令第11号）
この訓令は、令和5年4月1日から施行する。